

3. 環境マネジメントシステムの整備・充実

3.1 環境基本理念と方針

山口大学では、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」の創造、共同・共育・共有精神（山大スピリット）の涵養、公正・平等・友愛の尊重を基本理念とし、地域共生型キャンパスの創造と持続的発展可能な社会形成への貢献に努めるとともに、教職員、学生等が自らの意欲を高め、その持てる能力を十二分に発揮して、地域環境の保全と環境負荷の低減を目指した取り組み・活動を継続的に行います。

また、基本理念に基づいて、基本方針を次のとおり定め、具体的な取り組み・活動に繋げるものとします。

- ①事業活動における環境負荷の低減
- ②環境貢献技術の創出
- ③環境モラルの醸成
- ④地域との協調・コミュニケーション
- ⑤法規制の遵守
- ⑥環境マネジメントシステムの整備・充実

3.2 環境マネジメント体制

学長が最高管理責任者として環境マネジメントに関する業務を統括し、環境配慮促進法、省エネ法、温対法に基づき、環境保全、エネルギーの抑制その他に配慮した事業活動の管理・運営に関して大学全体の方針を各会議が審議・決定したうえ、各部局等の役員が具体的な活動を実施することで全構成員の環境配慮活動に繋がる体制を整備しています。（図3-1）

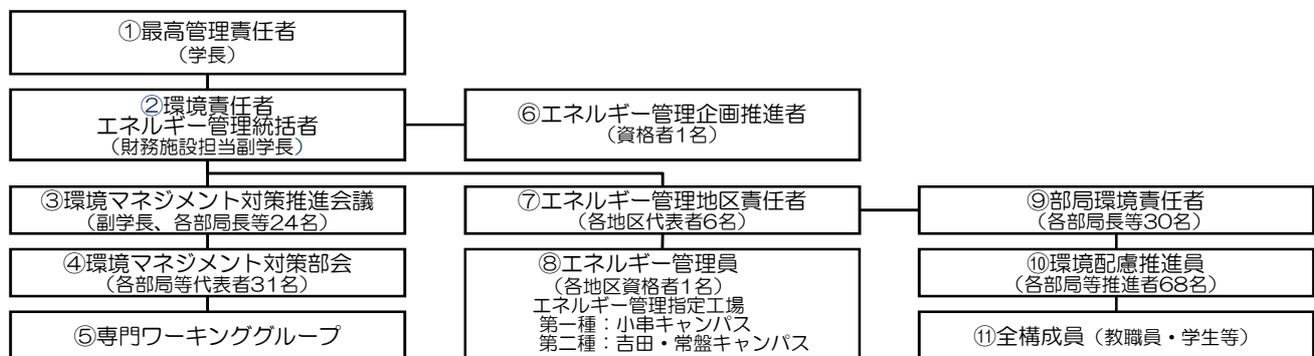


図3-1 環境マネジメント体制

各役員等の業務内容

- ①環境マネジメントに関する業務を統括する。
- ②環境責任者：最高管理責任者を補佐し、環境マネジメントについて統括する実質的な責任及び権限を持つ。
エネルギー管理統括者：設備の維持・新設・改造・撤去、エネルギー管理員の教育指導、省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告の作成、その他エネルギー使用の合理化に関すること。
- ③環境方針、中期計画、環境目標、行動計画の策定・推進、環境報告書の作成、エネルギーの使用の合理化に関する取組方針、管理標準、中期計画書の策定、その他環境マネジメントに関することを審議する。
- ④環境目標、行動計画の企画立案、環境報告書の情報収集・編集等作成、エネルギー管理方針、管理標準、中期計画の策定、その他環境マネジメントに関することを審議する。
- ⑤省エネルギー・廃棄物、環境教育・研究、法令遵守、環境報告書等の専門分野において、必要に応じて検討を行う。
- ⑥エネルギー管理統括者の業務を補佐する。
- ⑦地区内のエネルギー管理に関する業務を統括する。
- ⑧エネルギー管理地区責任者の業務を補佐するとともに、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他エネルギーの使用の合理化に関する業務を管理する。
- ⑨環境責任者と連絡調整を行い、当該部局における環境マネジメントの目標及び計画の策定、実施、評価及び改善に関する業務を統括する。
- ⑩部局環境責任者を補佐し、部局環境責任者の指示のもと部局の環境マネジメントに係る目標及び計画に関する具体的な企画・立案、実施業務の進捗及び適合状況の把握並びに是正措置を行い、必要に応じて巡視し必要な措置を講ずる。
- ⑪環境マネジメント体制に従い、部局等内部にて具体的な省エネ・環境配慮活動を行う。

3.3 環境マネジメントシステム

環境マネジメント体制に基づく組織の運営と各地区及び各部局等における環境配慮活動の基本システムとして、その場面ごとに継続的なPDCAサイクル機能を活かした管理を推進します。（図3-2）

また、ステークホルダーからの有益な意見を募集したり、学内の活動だけに留まらずバリューチェーンも含めた活動を推進し、大学の環境配慮活動に関する新たな発想や活動範囲の拡大に繋げていきます。



図3-2 環境PDCAサイクル

3.4 環境リスクマネジメント

(1) 化学物質の安全管理に対する体制

大学における研究・教育の多様な場面で用いられる化学物質の管理は、環境リスクマネジメントを推進するうえで重視すべき事項です。

本学では、「国立大学法人山口大学化学物質安全管理規則」（2013年5月14日制定）及び関係法令に基づき、学内規則の整備、環境保全及び安全教育の充実、薬品管理の充実及び化学物質管理システムの構築、化学物質リスクアセスメント評価などを推進することにより、学内の化学物質取り扱いに関するリスク管理を徹底します。（図3-3）

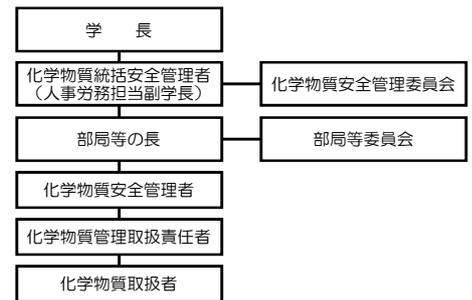


図3-3 化学物質安全管理体制

(2) 自然災害・事故等に対する体制

「国立大学法人山口大学防火規則」（1993年11月22日制定）及び「消防法」の定めによる、各団地毎に消防団・自衛消防組織等を編成し、管理権限者として学長を筆頭として緊急時の迅速・安全・的確な対応を実施できる体制を整えています。また、医学部附属病院では、患者及び職員の安全と施設・医療設備の機能を確保するとともに、地域の災害拠点病院として医療行為の適切な遂行を図ることを目的とし、「山口大学医学部附属病院災害対策マニュアル」が整備されています。

■ 防災訓練、地域消防との連携

防災訓練の実施（図3-4・5）、法定点検の実施等、日常的な備えや大規模災害を想定した予防活動を実施することで緊急時の被害拡大を最小限に止める対策が取られています。また、防火・防災管理者選任届出、防火・防災管理に係る消防計画作成・届出、自衛消防組織の設置届出、消防用設備等点検結果報告、防災管理点検報告、防火対象物使用開始届出、防火対象物工事等計画届出などの法的届出を適正に実施することにより地域消防との情報共有を図ります。



図3-4 防災訓練学長挨拶

■ 地域での災害時避難場所指定

山口市との協定（2003年5月22日）のもと、災害の発生又は災害の発生のおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制として、吉田キャンパスの第1・2体育館及び第1・2武道場を避難場所（収容可能人数1842人）に開設できる体制を整えています。

また、避難所付近には、防災用トイレ・井戸・かまど等が設置され、避難所としての機能も備えています。



図3-5 救護所の設置

■ 労働安全に関する職場巡視活動

「国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則」（2004年4月1日制定）及び「労働安全衛生法」の定めにより、職場における労働安全衛生を確保するとともに快適な職場環境の形成を目的として職場巡視活動（図3-6）を行っています。

職場巡視では、教職員及び学生が安全で快適な環境で教育研究活動に従事できているかどうか、どのような潜在的リスクがあるのかを直接現場に足を運び、第三者の視点で現地の状況を確認しています。

具体的な確認事項としては、大きく分けて「作業環境管理」と「作業管理」の状況です。前者には、整理整頓をはじめ、清掃清潔、室内通路、電気配線、室温湿度、空気・換気の状態、騒音、照明・採光、施設の汚れ（床・壁・天井）、防火設備、避難経路などの管理が含まれます。後者には、薬品等危険物の管理状況、実験機器類の使用点検状況、防護具の使用や保守管理状況などが含まれます。職場巡視を行うことにより、労働災害の防止や自然災害による被害を最小限にすること、また、安全管理を徹底することで危険な実験機器や薬品等による二次災害の防止にも期待できるものとして活動しています。



図3-6 職場巡視活動